

放置自転車リサイクル事業 売買の流れ



【対象自転車】

- ・ 自転車等整理区域（引取告示6月経過）
- ・ 市営自転車駐車場（保管表示60日経過）

売却日程の通知
【市→買受人資格認定者】

【買受人資格認定者】

- 要件
 - ・ 古物営業法の規定による古物商の許可を受けた者
 - ・ 自転車安全整備士を有する者
 - ・ 自転車技師又は自転車組立整備士を有する者
 - ・ 長野市に事業所又は店舗を有する者
- 更新
 - ・ 3年毎に定期更新



保管自転車買受書
【買受人→市】

【売却】

- 買受人資格認定者は自由参加により、売却日時に指定された場所に参加（買受人資格者証明書持参）
- 1台につき1,000円で売却
- 買受人は保管自転車買受書を作成し、提出（印鑑持参）

納付書
【市→買受人→納付】

【納付】

- 指定された期日までに納付書により支払い（1台につき1,000円）



【買受人による整備・販売】

- 点検・整備の実施
- 購入希望者に1万円以内（税込み）で販売
- 購入者の住所・氏名の明記、防犯登録の勧奨